

損壊家屋等を個人で先行し解体撤去を行った方へ

《申請に必要な書類》

- ① 印鑑登録証明書 ※発行日から3ヶ月以内のもの
- ② 身分証明書（原本及び写し）
 - ※1点で可 運転免許証、パスポート、個人番号カード、在留カード
国及び地方公共団体が発行した顔写真付きの資格証書
 - ※上記が無い場合（2点必要）
国民健康保険、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、年金等の証書、
国及び地方公共団体が発行した顔写真の無い資格証書
- ③ リ災証明書（原本）
- ④ 登記事項証明書（建物・全部）
 - ※発行日から3ヶ月以内のもの
 - ※建物が未登記の場合は、固定資産評価証明書
- ⑤ 建物配置図
- ⑥ 解体撤去に係る各工程ごとの施行前・施行中・施行後の写真
 - ※施行中は4方向（正面・左右・後面）から各々3枚（回）程度
- ⑦ 建物解体証明書
- ⑧ 解体撤去工事に関する契約書（写し）及び領収書（写し）
- ⑨ 解体撤去費用に関する内訳が分かるもの（写し）
 - ※例：見積明細書、請求内訳書
- ⑩ 解体撤去工事で排出した廃棄物を産業廃棄物として処理した場合のマニ
ュフェスト伝票（E票）の写し
- ⑪ 申請者名義の振込先口座番号や名義人等の情報〈例：通帳の写し〉

《場合により必要な書類》

- ① 委任状（実印の押印が必要）
- ② 各種同意書
 - ・共有名義：申請者以外全員からの同意が必要
 - ・相続権者：所有者が死亡している場合 ※法定相続人全員の同意が必要
 - ・権利設定者：解体する建物に抵当権等が設定されている場合
 - ・隣接地権者：解体時に足場の設置など隣接地権者の了解が必要な場合
 - ・借家人：貸家等の場合で借家人が居住している場合